

広島県告示第三十三号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定によって、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、広島県土木部土木整備局道路河川管理室及び広島県広島地域事務所建設局廿日市支局において、平成二十年一月三十一日までの間、縦覧に供する。

平成二十年一月十七日

広島県知事 藤 田 雄 山

路線名	供用を開始する区間	供用を開始する日
一般国道四三三号	廿日市市原字下ヶ原五五六番一地从先から廿日市市原字下ヶ原五九五番一地先まで	平成二〇年一月一七日